

秋田市木造住宅耐震診断支援事業

地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震化に対する支援として、耐震診断を希望する木造住宅の所有者等に対し、耐震診断士を派遣し耐震診断を行います。



1 事業の概要

(1) 対象住宅

- ・秋田市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに増築工事をしたものについては、当該増築部分の床面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延べ面積の1/2を超えないもの）であること。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満もの。
- ・過去に耐震診断又は耐震改修工事を行っていないこと。
- ・構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれかであること。
- ・一般診断法による診断が可能な木造戸建住宅であること。

(2) 補助対象者

- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・秋田市から耐震診断および耐震改修関係の補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ・本市の市税を滞納していないこと。

(3) 費用の負担

自己負担 **1万円** （耐震診断費用13万円のうち12万円を市が負担）

(4) 耐震診断について

秋田市が耐震診断について適切に実施することができると認めた者に委託して行う。（派遣される耐震診断士は秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者である。）

耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づき診断し、評価する。

2 申込期間（令和4年度）

令和4年5月9日～令和5年1月31日

※募集戸数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切る場合があります。

3 事前相談

申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの相談をしてください。

相談先：秋田市都市整備部建築指導課

企画・指導担当 電話018-888-5769

4 申込先

(1) 申込書の入手方法

申込書は、建築指導課窓口でお渡しします。

また、建築指導課のホームページからダウンロードすることが可能です。

(2) 申込先

秋田市都市整備部建築指導課企画・指導担当へご持参ください。

(3) 申込みに必要な書類

- ・耐震診断士派遣申請書
- ・住宅の付近見取図
- ・住宅の着工時期および所有者が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳等）の写し
- ・市税の完納が確認できる書類（納税証明書等）の写し又は市税納付に関する調査同意書
- ・その他市長が必要と認める書類

5 診断結果について

一般診断法での評価は4段階に分かれ数値で表されます。この数値が小さい方が耐震性が低く危険であることを示します。診断の結果、**上部構造評点1.0未満（倒壊する可能性がある・高い）**と評価された住宅は、耐震改修設計および耐震改修工事を行い、住宅の耐震化を図りましょう。

上部構造評点	判定	備考
1.5以上	倒壊しない	◎ 安全ですが点検を行いましょう
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	○ より安全にするため点検補修しましょう
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	× 補強工事を行い1.0以上にしましょう
0.7未満	倒壊する可能性が高い	× 補強工事を行い1.0以上にしましょう

【一般診断法とは】

大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判断するもので、いわば、耐震改修工事の必要性について確認するものです。

調査方法：建物を壊さずに、設計図書と目視により調査

調査項目：壁の下地と仕上げ、壁の量、壁の配置、床の仕様、接合方法、劣化状況、地盤・基礎の注意事項等

ちょうどいいから 住みやすい! ～市民と広げるまちへの誇りと愛着～

【問合せ・受付窓口】

秋田市都市整備部建築指導課 企画・指導担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5769 FAX 018-888-5763

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp